

令和7年12月議会

議案説明資料

○予算案

議案第 259 号
令和7年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） ··· 1頁

○一般議案

議案第 207 号
福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について ··· 11頁

議案第 208 号
福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について ··· 15頁

こども未来局

議案第259号 令和7年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

(歳入)

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
3 5 4	19 国庫支出金	2 国庫補助金	2 こども 育成費 国庫補助金	千円 4,949,698	千円 5,263,775	千円 10,213,473
	19 国庫支出金	2 国庫補助金	12 緊急経済 対策費 国庫補助金	381,744	61,697	443,441
	20 県支出金	2 県補助金	2 こども 育成費 県補助金	2,428,643	22,917	2,451,560
	その他の科目(本補正外)			99,217,881	-	99,217,881
	歳入合計			106,977,966	5,348,389	112,326,355

説 明

物価高対応子育て応援手当補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

こども育成支援費補助金

(歳出)

予算案 説明書 ページ	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額	
					特定期	
					国県支出金	地方債
	3款 こども育成費 1項 こども育成費	千円	千円	千円	千円	千円
6 5 7	2目 こども育成支援費	146,990,832	5,348,389	152,339,221	5,348,389	-

の財源内訳			説明
財源	一般財源		
その他	計		
千円	千円	千円	
-	5,348,389	-	<p>1. 教育・保育経費の追加 56,110 千円</p> <p>その他の経費</p> <p>・物価高騰対策支援事業(保育所等) 電気代高騰の影響を受けている保育所等への支援</p> <p>関連歳入 (19)国庫支出金 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 33,193 千円</p> <p>(20)県支出金 こども育成支援費補助金 22,917 千円</p>
			<p>2. 児童養護施設等の追加 12,435 千円</p> <p>児童養護施設等措置費</p> <p>・物価高騰対策支援事業(児童養護施設等) 電気代等高騰の影響を受けている児童養護施設等への支援</p> <p>関連歳入 (19)国庫支出金 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 12,435 千円</p>
			<p>3. 障がい児支援の追加 16,069 千円</p> <p>施設福祉対策費</p> <p>・物価高騰対策支援事業(障がい児施設) 電気代等高騰の影響を受けている障がい児福祉サービス事業所への支援</p> <p>関連歳入 (19)国庫支出金 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 16,069 千円</p>

予算案 説明書 ページ	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
6 5 7						
	その他の科目 (本補正外)	12,006,140	-	12,006,140	-	-
	歳出合計	158,996,972	5,348,389	164,345,361	5,348,389	-

の 財 源 内 訳		一般財源	説 明
財 源			
その他	計		
			<p>4. 児童手当等の追加 5,263,775 千円</p> <p>児童手当</p> <p>・物価高対応子育て応援手当 物価高の影響を受けている子育て世帯を支援するため、 物価高対応子育て応援手当を支給</p> <p>〔 関連歳入 (19)国庫支出金 5,263,775 千円 物価高対応子育て 応援手当補助金]</p>
-	-	-	
-	5,348,389	-	

2 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
22 § 23	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	物価高騰対策支援事業 (保育所等)
	2	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	物価高騰対策支援事業 (児童養護施設等)
	3	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	物価高騰対策支援事業 (障がい児施設)
	4	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	物価高対応 子育て応援手当

関係予算額	繰 越 額	繰 越 事 由
千円	千円	
712,386	56,110	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
12,435	12,435	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
16,069	16,069	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため
5,263,775	5,263,775	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため

物価高騰対策支援事業について

1 概要

物価高騰の影響を受けている保育所、児童養護施設、障がい児福祉サービス事業所等に対し、支援を実施する。

2 支援内容

各施設等の状況に応じて、該当する項目について支援を実施する。

(1) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等

電気代（高圧） 定員1人当たり 1,400円

電気代（低圧） 定員1人当たり 800円

※福岡県の補助制度を活用

(2) 児童養護施設、乳児院、障がい児福祉サービス事業所等

① 入所施設等

電気代（高圧） 定員1人当たり 4,000円

電気代（低圧） 定員1人当たり 3,200円

食材費 定員1人当たり 20,900円

② 通所事業所

電気代（高圧） 定員1人当たり 2,200円

電気代（低圧） 定員1人当たり 1,100円

食材費 定員1人当たり 7,000円

③ 相談支援事業所等

電気代（低圧） 1事業所当たり 12,600円

④ 里親

電気代（低圧） 委託児童1人当たり 3,200円

食材費 委託児童1人当たり 20,900円

物価高対応子育て応援手当について

1 概要

物価高の影響を受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 支給対象者

児童手当支給対象児童を養育する保護者等

3 対象児童

平成 19 年 4 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日までに生まれた児童（0 歳～高校生年代まで）

4 支給額

対象児童 1 人あたり 2 万円

5 対象児童数

約 25 万 8 千人

6 支給手続

児童手当を既に受給している者は原則申請不要。

ただし、令和 7 年 10 月 1 日以降令和 8 年 3 月 31 日まで出生の児童分については、原則申請が必要。

7 スケジュール

国からの通知に基づき、可能な限り早期に支給予定。

議案第 207 号

福岡市立ひとり親家庭支援センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ひとり親家庭支援センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立ひとり親家庭支援センター

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区警固二丁目 2 番 4-501 号

特定非営利活動法人 しんぐるまさあず・ふおーらむ・福岡

(3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ① 福岡市立ひとり親家庭支援センター条例第 2 条各号に掲げる事業に関する業務
 - ・各種の相談に関すること。
 - ・生活指導及び生業の指導に関すること。
 - ・技能の習得に関すること。
 - ・利用者がセンターを利用する間における当該利用者の児童の保育に関すること。
- ② 入館の制限に関する業務
- ③ センターの建物及び付属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

- ① 法人その他の団体であること。
- ② 団体が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税の滞納がないこと。
- ③ 団体又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

1 団体

特定非営利活動法人 しんぐるまさあず・ふおーらむ・福岡

(4) 福岡市立ひとり親家庭支援センター指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・[公認会計士] 池田 祐香 (アテナ税理士法人代表社員)
- ・[関係機関] 正岡 範子 (福岡中央公共職業安定所業務第 1 次長)
- ・[福祉団体] 松尾 佳子 (社会福祉法人福岡県母子福祉協会事務局長)
- ・[福祉団体] 藤田 君子 (社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会理事長)
- ・[福祉団体] 満生 美保 (社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事)

(5) 募集・選定経過

- ① 第 1 回選定委員会 令和 7 年 5 月 23 日
(募集要項及び選定基準・方法決定)
- ② 募集要項配布期間 令和 7 年 6 月 9 日から 8 月 8 日まで
- ③ 募集説明会 令和 7 年 6 月 27 日
- ④ 応募期間 令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 8 日まで
- ⑤ 第 2 回選定委員会 (候補者選定) 令和 7 年 9 月 5 日

(6) 指定管理料の上限額

令和 8 年度 75,501 千円 (議会の議決により変動する場合あり。)

4 選定結果

(1) 評価基準

評価基準	評価項目	評価の主な視点	配点
市民の正当かつ公平な利用の確保	団体の理念、姿勢	理念や姿勢は、ひとり親施策の推進やセンター事業の公正な運営に寄与するものであるか	5点
	管理運営の基本的な方針	施設の役割を踏まえた基本方針が示されているか	10点
	団体運営の透明性、公平性	団体の活動内容や情報をホームページ等で積極的に公開しているか 利用の公平性が図られるものであるか	5点
センターの設置目的的効果的・効率的な達成	ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上への取組み	ニーズを把握した上で、利用者視点の取組みが期待できるか	10点
	効果的及び効率的運営への取組み	各種の相談、生活指導及び生業の指導、技能の習得、利用者の児童の保育、その他の事業に関して、効果的及び効率的な取組みとなっているか	20点
	実現可能な目標設定	基本方針を踏まえた適正な指標（目標値）が設定されているか	5点
	関係機関等との連携	他の福祉・就業機関との連携は見込まれるか	10点
	利用者増への取組み	利用者増の方策が示され、効果的・効率的な取組みとなっているか	10点
	施設管理の安全対策への取組み	求められる業務水準を満たす内容となっているか	10点
センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには十分な能力	団体の安定性、継続性	健全かつ安定した財政基盤を有するか	10点
	団体運営における法令等の遵守状況	個人情報の適切な保護に向けた取組みが実施されているか	10点
	提案内容の実現可能性	類似事業等の実績（他都市・他施設を含む）があるか	10点
	職員配置及び勤務条件	センター運営のための適正な職員配置及び勤務条件となっているか	10点
	職員の育成への取組み	人材育成に資する基本方針を策定し、方針に則った取組みが実施されているか	5点
市施策への貢献	地場中小企業の活性化	地場企業かつ中小企業であるか	2点
	ひとり親家庭の親の雇用	ひとり親家庭の親が雇用されているか	4点
	男女共同参画の推進	役員に女性が参画しているか	4点
その他	効果的な独自の提案	ひとり親家庭を取り巻く社会環境の変化に応じた課題感を踏まえつつ、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした、創意工夫が見られ、効果が見込める提案があるか	10点
		合計	150点

※ 上記配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

(2) 選定結果

下記の理由により、特定非営利活動法人しんぐるまさあず・ふおーらむ・福岡を指定管理者の候補者とした。

- これまでの指定管理者としての実績を踏まえ、業務の実行可能性が認められるとともに、職員の研修も継続的に実施するなど、業務の質の向上に努めていると認められる。
- 団体としてもひとり親家庭への福祉に取り組んでいるため、ひとり親家庭のニーズに沿ったセンター運営が期待できる。
- 選定委員会においては、評点が 98.056 点であり、最低制限基準（90 点）を上回っている且つひとり親家庭支援センターの指定管理者に求める水準に達しているとの意見があった。

特定非営利活動法人 しんぐるまさあず・ふおーらむ・福岡 提案額 75,435 千円

評価基準	評価項目	配点	評点
市民の正当かつ公平な利用の確保	団体の理念、姿勢	5 点	3.6 点
	管理運営の基本的な方針	10 点	6.8 点
	団体運営の透明性、公平性	5 点	3.4 点
センターの設置目的の効果的・効率的な達成	ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上への取組み	10 点	6.4 点
	効果的及び効率的運営への取組み	20 点	12 点
	実現可能な目標設定	5 点	3 点
	関係機関等との連携	10 点	6.4 点
	利用者増への取組み	10 点	6.0 点
	施設管理の安全対策への取組み	10 点	6.4 点
センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な十分な能力	団体の安定性、継続性	10 点	4.4 点
	団体運営における法令等の遵守状況	10 点	7.2 点
	提案内容の実現可能性	10 点	7.2 点
	職員配置及び勤務条件	10 点	6.4 点
	職員の育成への取組み	5 点	3.6 点
市施策への貢献	地場中小企業の活性化	2 点	2.0 点
	ひとり親家庭の親の雇用	4 点	0.0 点
	男女共同参画の推進	4 点	4.0 点
その他	効果的な独自の提案	10 点	6.4 点
	小計	150 点	95.2 点
調整（現指定管理者への加減点 インセンティブ・ペナルティ制度）			2.856 点
	合計		98.056 点

※ 現指定管理者については、指定管理期間中の事業評価に基づき別途 + 3 % 点のインセンティブを付与。

【参考資料】福岡市立ひとり親家庭支援センターの概要

- 1 根拠法 母子及び父子並びに寡婦福祉法
福岡市立ひとり親家庭支援センター条例
- 2 目的 ひとり親家庭及び寡婦に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等ひとり親家庭及び寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与する。(条例第1条)
また、本市では、ひとり親家庭の自立・就業を支援することを目的とした、国が定める「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」としての役割を担っている。
- 3 所在地 福岡市中央区大手門二丁目5番15号
- 4 開館日 昭和60年10月1日
- 5 対象者 母子家庭、父子家庭、寡婦
- 6 利用時間 火曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで
日曜・祝日 午前9時から午後5時30分まで
- 7 休館日 毎週月曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- 8 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入
- 9 施設の概要 延床面積1,436.79m²(うちセンター専有面積404.62m²)
1階 保育所(大手門保育園)
2階 相談室、託児室、多目的室、事務室
3階 技能習得室、講習室、保育所(大手門保育園)
塔屋 エレベーター機械室
- 10 実績
- | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 4,144件 | 3,596件 | 3,512件 | 3,731件 |
| 自立支援プログラム策定数 | 68人 | 36人 | 61人 | 62人 |
| 就業支援講習会受講者数 | 305人 | 277人 | 342人 | 350人 |
| 日常生活支援事業利用者数 | 36人 | 46人 | 39人 | 47人 |

議案第 208 号

福岡市立中央児童会館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立中央児童会館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立中央児童会館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区今泉一丁目 13 番 15 号

社会福祉法人 福岡市保育協会

(3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

- ① 福岡市立児童館条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
 - ・児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
 - ・健全な遊びを通じ、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
 - ・児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
 - ・児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
 - ・その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。
- ② 利用許可等及びその取消しに関する業務
- ③ 利用の制限に関する業務
- ④ 児童館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

- ① 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成する共同事業体であること。
- ② 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金の滞納がないこと。
- ③ 法人等又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

1 団体

社会福祉法人 福岡市保育協会

(4) 福岡市立中央児童会館指定管理者選定委員会

選定委員 5 名

- ・ [学識経験者] 中村 奈良江（西南学院大学人間科学部教授）
- ・ [公認会計士] 谷川 公一（谷川公認会計士税理士事務所）
- ・ [実務経験者] 川上 利香（特定非営利活動法人宇美こども子育てネットう～みん代表理事）
- ・ [実務経験者] 重永 侑紀（特定非営利活動法人にじいろ C A P 代表理事）
- ・ [小学校長] 石松 あゆみ（福岡市立小学校長会副会長）

(5) 募集・選定経過

- ① 第 1 回選定委員会 令和 7 年 5 月 26 日

（募集要項及び選定基準・方法決定）

- ② 募集要項配布期間 令和 7 年 6 月 9 日から 8 月 8 日まで

- ③ 募集説明会 令和7年6月24日
 ④ 応募期間 令和7年8月1日から8月8日まで
 ⑤ 第2回選定委員会（候補者選定） 令和7年9月5日
- (6) 指定管理料の上限額**
 令和8年度 147,938千円（議会の議決により変動する場合あり。）

4 選定結果

(1) 評価基準

評価基準	主な審査の視点	配点
I 市民の正当かつ公平な利用の確保	○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲 ○実現可能な目標の設定	10
II 児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎	○管理運営の実施体制 (共同事業体においては管理責任体制含む) ○管理運営を適切に行う人員配置計画 ○雇用環境の向上に向けた取組	45
	○的確な管理運営のための取組 (具体的な研修などの人材育成、施設・設備等の維持管理の考え方、児童福祉施設等の運営実績など)	
	○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護への取組	
	○事故等の防止など安全対策、事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制	
	○管理運営を維持できる安定的な経営基盤	
III 児童会館の効用の十分な發揮及び管理に要する経費の縮減	○利用者に対するサービスの向上 (施設提供に係る利用者視点の取組など)	35
	○事業の実施計画 (管理の基準に定める事業の確実な実施、効果的な事業内容の提案など)	
	○利用者増の方策 (各年齢層に応じた取組など)	
	○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性	
IV 市施策への寄与	○市の施策に寄与する取組	10
	○地場中小企業の活性化	
合 計		100

* 上記配点の合計100点満点中、60点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

(2) 選定結果

下記理由により、社会福祉法人福岡市保育協会を指定管理者の候補者としたものである。

- ・ 運営理念がしっかりとしていて、それを体現できる体制が整っている。
- ・ 今何が子どもたちにとって必要かということを考えた提案内容である点が非常に良かった。
- ・ 管理運営を維持する経済的基盤について、財務状況に問題なく、安定的な管理運営が期待できる。

社会福祉法人 福岡市保育協会 提案額 147,938 千円

評価基準	評価点（委員の平均点）／配点
市民の正当かつ公平な利用の確保	9.0／10 点
児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力及び 経済的基礎	36.5／45 点
児童会館の効用の十分な発揮及び管理に要する経費の縮減	29.5／35 点
市施策への寄与	6.8／10 点
小 計	81.8／100 点
調整（現指定管理者への加減点 インセンティブ・ペナルティ制度）※	3.0／5 点
合 計	84.8／105 点

※ 現指定管理者については、指定管理期間中の事業評価に基づき別途+3点のインセンティブを付与。

【参考資料】福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法 児童福祉法、福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目 19 番 22 号
- 4 開館日 昭和 45 年 2 月 10 日
- 5 対象者 おおむね 18 歳未満の児童及びその保護者 等
- 6 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで
(子どもプラザ、一時預かり室の利用は午後 6 時まで)
- 7 休館日 毎週月曜日 (国民の祝日の場合はその翌日)
毎月月末 (日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日)
年末年始 (12 月 28 日から 1 月 3 日まで)
- 8 管理運営 平成 26~27 年度 現地建替えのため一時休館
平成 28 年度 新施設供用開始
- 9 施設の概要 構造 鉄骨造 地上 8 階 (7 階及び屋上) のうち、5~7 階
及び屋上の一部
5 階 子どもプラザ、一時預かり室、児童体育室、事務室
6 階 交流スペース、事務室等
7 階 集会室、多目的ルーム、音楽室、工芸室、学習室
屋上 屋上広場
面積 専有延床面積 約 1,980 m² (屋上含む。)

10 利用状況

(単位：人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	保護者	その他	諸室の専用利用	合計
R3	18,023	10,426	2,567	6,537	83	16,916	228	6,054	60,834
R4	28,870	16,285	4,860	10,009	159	28,114	317	9,992	98,606
R5	41,683	18,232	6,050	12,035	219	42,648	368	12,076	133,311
R6	40,732	20,385	7,289	12,963	278	43,160	313	12,799	137,919